選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書

最高裁判所は２０１５年１２月、夫婦同姓規定自体は合憲と判断したが、同時に選択的夫婦別姓制度について「合理性がないと断ずるものではない」と言及し、制度の在り方については、「国会で論ぜられ、判断されるべき」とした。

当該判決の後、夫婦の姓をめぐる環境は、大きく変化している。平均初婚年齢は上がり、現在３０歳前後であり、男女ともに生まれ持った氏名で信用・実績・資産を築いてから初婚を迎えるケースが多いため、改姓時に必要な事務手続きに手間と費用がかかる。また、戸籍姓でのキャリア継続を望むゆえに事実婚を選ぶ夫婦も少なくない。さらに、子連れ再婚や高齢になってからの結婚・再婚も増加傾向にある。

選択的夫婦別姓制度の導入は、夫婦は同じ姓を名乗るという現在の制度に加えて、希望する夫婦が結婚後にそれぞれの結婚前の姓を名乗ることも認めるというものである。これは男女が改姓による不利益を案ずることなく結婚・出産し、老後も法的な家族として支え合える社会を実現することにつながり、少子化対策の一助にもなる。さらに、法的根拠のある生まれ持った氏名でキャリアを継続できることから、「女性活躍」の推進にも寄与すると考えられる。

よって、国会及び政府においては、男女が共に活躍できる社会実現のためにも、選択的夫婦別姓制度を法制化するよう、当市議会は強く要望する。

以上、地方自治法第９９条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和５年１０月１０日

藤　沢　市　議　会

衆　議　院　議　長
参　議　院　議　長
内　閣　総　理　大　臣
総　　務　　大　　臣
法　　務　　大　　臣
内閣府特命担当大臣（男女共同参画）

あて